

該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。

- (3) 指定身体障害者更生施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査にできる限り協力すること。

29 地域との連携等

指定身体障害者更生施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めること。

30 事故発生時の対応

- (1) 指定身体障害者更生施設は、入所者に対する指定施設の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
- (2) 指定身体障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

31 会計の区分

指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。

32 記録の整備

- (1) 指定身体障害者更生施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくこと。
- (2) 指定身体障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から五年間保存すること。

第3章 指定身体障害者療護施設

第1節 基本方針

- 1 指定身体障害者療護施設は、入所者に対して、治療及び養護を適切に行わなければならないこと。
- 2 指定身体障害者療護施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。
- 3 指定身体障害者療護施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ）、居宅支援事業者（法4条の2に規定する身体障害者居宅支援を行う者をいう。）、指定身体障害者更生施設等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない。

第2節 人員に関する基準

1 従業者の員数

- (1) 指定身体障害者療護施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が○人を超えない指定身体障害者療護施設にあっては、ウの栄養士を置かぬことができる。
- ア 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の世話をを行うために必要な数
イ 看護婦又は看護士（以下「看護職員」という。以下同じ。）、介護職員、理学療法士及び生活指導員
(ア) 看護職員、介護職員、理学療法士及び生活指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を○で除して得た数以上
(イ) 看護職員の数は、次のとおりとすること。
a 入所者の数が○を超えない指定身体障害者療護施設にあっては、常勤換算方法で○以上
b 入所者の数が○を超えて○を超えない指定身体障害者療護施設にあっては、常勤換算方法で○以上
c 入所者の数が○を超えて○を超えない指定身体障害者療護施設にあっては、常勤換算方法で○以上
d 入所者の数が○を超えて○を超えない施設にあっては、常勤換算方法で○以上
e 入所者の数が○を超えて○を超えない施設にあっては、常勤換算方法で

○以上

- (ウ) 理学療法士の数は次のとおりとすること。
 - a 入所者の数が○を超えない施設にあっては、常勤換算方法で○以上
 - b 入所者の数が○を超える施設にあっては、常勤換算方法で○以上
- (エ) 生活指導員 常勤換算方法で○以上
- （ウ）栄養士 ○以上

(2) (1) の入所者の数は、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(3) 指定身体障害者療護施設の職員は、専ら当該指定身体障害者療護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合はこの限りでない。

(4) (1) イの看護職員のうち、○人以上は、常勤の者でなければならない。

(5) (1) ロの理学療法士のうち、○人以上は、常勤の者でなければならない。

(6) (1) ハの生活指導員のうち、○人以上は、常勤の者でなければならない。

(7) (1) イの理学療法士は、指定身体障害者療護施設の他の業務に従事することができる。

2 指定身体障害者療護施設のうち、併せて通所により指定身体障害者療護施設支援の提供を行うものにあっては、1に規定する従業者のほか、看護職員又は介護職員を○で除して得た数以上を置くものとする。

* 重度者に配慮した人員配置については、引き続き検討中。

第3節 設備に関する基準

1 設備

(1) 指定身体障害者療護施設の設備の基準は次のとおりとする。

ア 居室

(ア) 一の居室の定員は、四人以下とすること。

(イ) 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、6.6平方メートル以上とすること。

(ウ) 特殊寝台又はこれに代わる設備を備えること。

イ 食堂

(ア) 食事の提供に支障がない広さを有すること。

(イ) 必要な備品を備えること。

ウ 静養室

(ア) アの(ウ)に定めるところによること。

(イ) 医務室に近接して設けること。

エ 浴室

入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽等を備えること。

オ 洗面所

(ア) 居室のある階ごとに設けること。

(イ) 障害の特性に応じたものとすること。

カ 便所

(ア) 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

(イ) 障害の特性に応じたものとすること。

キ 医務室

(ア) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

(イ) 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療用具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

ク 機能訓練室、相談室及び集会室

訓練に必要な機械器具等を備えること。

ケ 廊下幅

2.2メートル以上とすること。

(2) (1) に規定するもののほか、指定身体障害者療護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

イ 居室、静養室、便所その他入所者が日常使用する設備には、ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(3) (1) 及び (2) に掲げる設備は、専ら当該指定身体障害者更生施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

1 衛生管理等

(1) 指定身体障害者療護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うこと。

(2) 指定身体障害者療護施設は、当該指定身体障害者療護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

2 準用

上記のほか、第2章の指定身体障害者更生施設の規定（23を除く）に準ずる。

第4章 指定特定身体障害者授産施設

第1節 基本方針

- 1 指定特定身体障害者授産施設は、入所者に対して、必要な訓練及び職業の提供を適切に適切に行わなければならないこと。
- 2 指定特定身体障害者授産施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。
- 3 指定特定身体障害者授産施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ）、居宅支援事業者（法4条の2に規定する身体障害者居宅支援を行う者をいう。）、指定身体障害者更生施設等（法第17条の10に規定する身体障害者更生施設等をいう。）その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない。

第2節 人員に関する基準

1 指定特定身体障害者入所授産施設の従業者の員数

- (1) 指定特定身体障害者入所授産施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が○人を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあっては、イの栄養士を置かんことができる。
- ア 看護職員、職業指導員及び生活指導員
- (ア) 入所者の数が、○を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあっては、看護職員、職業指導員及び生活指導員の総数は、常勤換算方法で5以上
- (イ) 入所者の数が○を超える指定特定身体障害者入所授産施設にあっては、看護職員、職業指導員及び生活指導員の総数は、常勤換算方法でイに入所者の数が○又はその端数を増すごとに○を加えて得た数以上
- (ウ) 看護職員の数
- a 入所者の数が○を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあっては、常勤換算方法で○以上
- b 入所者の数が○を超えて、○を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあっては、常勤換算方法で○以上
- c 入所者の数が○を超えて、○を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあっては、常勤換算方法で3以上

イ 栄養士 ○以上

(2) (1) の入所者の数は、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(3) 指定特定身体障害者入所授産施設の職員は、専ら当該指定特定身体障害者入所授産施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合はこの限りでない。

(4) (1) アの看護職員のうち、○人以上は、常勤の者でなければならない。

(5) (1) アの作業指導員のうち、○人以上は、常勤の者でなければならない。

(6) (1) アの生活指導員のうち、○人以上は、常勤の者でなければならない。

2 指定特定身体障害者通所授産施設の従業者の員数

(1) 指定特定身体障害者通所授産施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が○人を超えない指定特定身体障害者通所授産施設にあっては、イの栄養士を置かんことができる。

ア 職業指導員及び生活指導員

(ア) 入所者の数が、○を超えない指定特定身体障害者通所授産施設にあっては、職業指導員及び生活指導員の総数は、常勤換算方法で○以上

(イ) 入所者の数が○を超える指定特定身体障害者通所授産施設にあっては、職業指導員及び生活指導員の総数は、常勤換算方法でイに入所者の数が○又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ 栄養士 1以上

(2) (1) の入所者の数は、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(3) 指定身体障害者通所授産施設の職員は、専ら当該指定身体障害者通所授産施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合はこの限りでない。

(4) (1) アの看護職員のうち、○人以上は、常勤の者でなければならない。

(5) (1) イの作業指導員のうち、○人以上は、常勤の者でなければならない。

(6) (1) ウの生活指導員のうち、○人以上は、常勤の者でなければならない。

3 指定特定身体障害者入所授産施設のうち、併せて通所により指定特定身体障害者授産施設支援の提供を行うもの（2に規定する指定特定身体障害者通所授産施設を除く。）にあっては、1に規定する従業者のほか、指導員を通所による利用者の数を○で除して得た数以上置くものとする。

4 1及び2に規定する指定特定身体障害者授産施設及び指定特定身体障害者通所授産施設（以下「本体施設」という。）のうち、併せて分場（本体施設と一体的に管理運営が行われるもの）を設置するものにあっては、分場ごとに置くべき指導員の員数は、分場利用者の数を○で除して得た数以上とする。

*重度者に配慮した人員配置については、引き続き検討中。

第3節 設備に関する基準

1 指定特定身体障害者入所授産施設の設備の基準

(1) 指定特定身体障害者入所授産施設の設備の基準は、次のとおりとする。

ア 居室

(ア) 一の居室の定員は、四人以下とすること。

(イ) 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、6.6平方メートル以上とすること。

イ 静養室

医務室に近接して設けること。

ウ 食堂

(ア) 食事の提供に支障がない広さを有すること。

(イ) 必要な備品を備えること。

エ 浴室

障害の特性に応じたものとすること。

オ 洗面所

(ア) 居室のある階ごとに設けること。

(イ) 障害の特性に応じたものとすること。

カ 便所

(ア) 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

(イ) 障害の特性に応じたものとすること。

キ 医務室

治療に必要な機械器具等を備えること。

ク 作業室

(ア) 作業に必要な機械器具等を備えること。

(イ) 作業員一人当たりの床面積は、機械器具等を除き、1.65平方メートル以上とすること。

ケ 更衣室

男子用と女子用を別に設けること。

コ 相談室及び集会室

必要な備品を備えること。

サ 廊下幅

2.2メートル以上

(2) (1)に掲げる設備のうち、静養室にあっては、医務室を兼ねることができる。

(3) (1)に掲げる設備は、専ら当該指定特定身体障害者授産施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでないこと。

2 指定特定身体障害者通所授産施設の設備の基準

(1) 指定特定身体障害者通所授産施設の設備の基準は次のとおりとする。

ア 食堂兼集会室

(ア) 食事の提供に支障がない広さを有すること

(イ) 必要な備品を備えること。

イ 洗面所

(ア) 居室のある階ごとに設けること。

(イ) 障害の特性に応じたものとすること。

ウ 便所

(ア) 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

(イ) 障害の特性に応じたものとすること。

エ 医務室兼静養室

治療に必要な機械器具等を備えること。

オ 作業室

(ア) 作業に必要な機械器具等を備えること。

(イ) 作業員一人当たりの床面積は、機械器具等を除き、1.65平方メートル以上

とすること。

カ 更衣室

男子用と女子用を別に設けること。

キ 相談室

必要な備品を備えること。

ク 廊下幅

2.2メートル以上とすること。

(2) (1) に掲げる設備は、専ら当該指定特定身体障害者通所授産施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでないこと。

3 分場の基準

指定特定身体障害者授産施設及び指定特定身体障害者通所授産施設が併せて設置する分場の設備の基準は、2に準ずる。

第4節 運営に関する基準

1 授産活動

(1) 指定特定身体障害者授産施設が提供する授産活動は、地域の実情、製品・サービスの需給状況等を考慮して行うこと。

(2) 授産施設は、授産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者の過重な負担とならないように配慮すること。

2 工賃の支払い

指定特定身体障害者授産施設は、授産活動に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うこと。

3 準用

上記1～2のほか、第2章の指定身体障害者更生施設の規定に準ずる。